



## 西保育・教育センターこども誰でも通園制度のしおり



### 【こども誰でも通園制度とは】

全てのこどもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備することを目的として、保護者のかたの就労条件を問わず、保育所等を1か月あたり10時間まで利用できる制度です。

お子さんを「同世代のこどもと遊ばせたいな!」「どうしたらいいの???困っていることを聞いてほしい!」などそんな時にご利用ください。

### 【対象児童】

生後6か月以上から満3歳の未滿（誕生日の2日前まで）までのお子さんで、保育所等に通っていないかた（市内在住の方を優先します）

（保育所等とは、保育所・認定こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・委託訪問型保育事業所・企業主導型保育事業所です。以上の給付認定を受けていないかた）  
※給付認定の有無におきましては、幼児教育課にお問い合わせください。

### 【利用時間】

午前 9:30 ~ 11:30 / 午後 13:00 ~ 15:00

※おやつ、食事の提供はありません。

1か月あたり10時間までとします。なお、定員によりご利用いただけない場合がございます。

なお、利用予定日の6日前から当日までのキャンセルは、キャンセル料はかかりませんが、利用可能時間（月10時間）から差し引かれ、利用したことになります。

### 【利用料金】

1時間あたり300円 ※生活保護法による被保護世帯や市町村民税非課税世帯は、保育料が軽減になる場合があります。詳しくは、幼児教育課へお問い合わせください。

### 【利用料の納付方法】

お帰りの際に、保育所で納付していただきます。おつりがないようにご用意ください。

### 【ご利用にあたって】

\*利用当日は利用時間内にお越しください。お子さんの様子などを確認後、お預かりします。

こども誰でも通園は、保護者と保育士による相談や振り返りの時間も含まれているため、終了時間から遅くとも10分前にはお迎えに来てください。

延長の預かりはできません。（無断キャンセルや利用時間を超えることが続く場合は利用をお断りする場合があります。）

- 1 お子さんの送り迎えは、保護者のかたが責任をもってお願いします。
- 2 登所時間が遅くなる場合は、お電話でお知らせください。(予約利用時間のみの保育となります。)
- 3 保育中であっても、病気や怪我などお子さんの心身に異状が生じたときにはご連絡いたしますので、お迎えに来てください。
- 4 持ち物全てに(衣類、午睡用具、おむつ等)、必ず名前を書いておいてください。
- 5 持ち物は、下記のとおりです。

持 ち 物		
午睡用具(掛布団・敷布団または敷パット等)		必要
ビニール袋(汚れた物入れ)	4枚(大2枚、小2枚)	必要
おむつ・トレーニングパンツ・パンツ(お子さんに合ったもの)		必要
大便時おしり拭き用ウエットティッシュ		必要
着替え用衣類(季節に合った下着・上着・ズボン・靴下)	各2枚	必要
手拭き用タオル	1枚	必要に応じて
ミルク1回分・哺乳瓶(安全の為、ガラスでないもの) マグマグ・水筒など		必要に応じて
帽子		必要
上靴		歩ける子は必要

※靴は、足に合ったもので、履きやすいものをお願いします。

#### 【問い合わせ】

瑞穂市立西保育・教育センター 瑞穂市立居倉177-1 電話：058-328-2738  
 瑞穂市 幼児教育課 瑞穂市宮田300番地2 電話：058-327-2147

